令和4年度第1回船橋市自立支援協議会 会議録

日　　時　：　令和4年6月30日（木）午後2時から

場　　所　：　船橋市役所　本庁舎9階　第1会議室

出　　席　：　21人（委員3人の欠席あり）

傍 聴 者　：　2人

議事

①令和3年度ふらっと船橋の運営についての報告

②令和3年度船橋市障害者成年後見支援センターの実績報告

③令和3年度船橋市障害者虐待防止センターの実績報告

④地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告

⑤専門部会開催状況について

⑥その他

＜配付資料＞

・資料1　令和3年度船橋市障害者（児）総合相談支援事業委託ふらっと船橋運営評価報告書

・資料2　令和3年度船橋市障害者成年後見支援センター集計表

・資料3－1　令和3年度船橋市障害者虐待対応状況集計表（全体分）

・資料3－2　障害者虐待対応状況集計表（令和元年度～令和3年度受理分）

・資料3－3　令和3年度船橋市障害者虐待防止対応連絡会議協議状況一覧

・資料3－4　令和3年度船橋市障害者虐待防止センター（実績報告）

・資料4－1　地域生活支援拠点システム運営状況報告（令和4年3月末時点）

・資料4－2　令和3年度あんしんねっと船橋緊急対応内訳

・資料5　専門部会開催状況（令和4年度）

・当日配付　2021年度ノーマライゼーション学校支援事業　第15回フォーラム報告書

事務局（課長補佐）

開会

「それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回船橋市自立支援協議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただき、ありがとうございます。

議事事項に入る前に、委員の変更がございましたのでお知らせいたします。

新たに、千葉県立船橋特別支援学校、村田光代様、船橋市立船橋特別支援学校、木下久美子様、社会福祉法人船橋市社会福祉協議会ふなばし高齢者等権利擁護センター、大谷美香様が自立支援協議会委員として参加していただくこととなりました。

それでは、委嘱状の交付を行います。本来であれば、直接委嘱状をお渡しするところでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、委員のお手元に置かせていただいたことをもって、交付に代えさせていただくことをご了承願います。

ここで、新たに委員になられた3名の方から簡単にご挨拶をいただきたいと思います。

村田委員、木下委員、大谷委員の順番でお願いいたします。」

村田委員

「千葉県立船橋特別支援学校のコーディネーターになりました村田と申します。今年度より特別支援コーディネーターを仰せつかりました。地域の皆様とのつながりを大事にしながら、自分自身も学んで、共に歩んでいきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。」

木下委員

「船橋市立船橋特別支援学校の特別支援教育コーディネーターとなりました木下久美子と申します。前任の菊池亜希子に代わりまして、コーディネーターという仕事が初めてですので、いろいろと教えていただきながら、務めさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。」

大谷委員

「船橋市社会福祉協議会ふなばし高齢者等権利擁護センターの大谷と申します。前任の丸山に代わりまして、今回よりこちらの会議に出席させていただきます。不慣れでございますが、どうぞよろしくお願いいたします。」

事務局（課長補佐）

「ありがとうございます。本日の会議につきましては、船橋市情報公開条例第26条に基づき公開となり、会議の傍聴のほか、会議録及び委員の氏名の公表をすることとなっております。

本日の出席委員についてでございますが、24名中21名のご出席をいただいておりますので、船橋市自立支援協議会設置運営要綱第7条第2項の規定により、過半数の出席となり、会議が成立しますことをご報告いたします。

次に、傍聴についてでございますが、船橋市自立支援協議会の会議公開の取扱い基準第3条の規定により、傍聴者の定員は5名となっております。

本日は2名の傍聴者がおります。傍聴を許可するものとして、皆様よろしいでしょうか。それでは、傍聴者に入場していただきます。

なお、本日の協議会でございますが、会場の都合で16時までには終了とさせていただきたいと考えております。議事の円滑な進行について、ご協力をお願いいたします。

また、発言される際の留意事項ですが、ご発言の際にはお名前を最初におっしゃっていただくようお願いいたします。手話通訳者がおりますので、発言のスピードにはご配慮ください。それでは、これより議事進行を小松会長にお願いしたいと思います。小松会長、よろしくお願いいたします。」

小松会長

議事①令和3年度ふらっと船橋の運営についての報告

「みなさん、こんにちは。千葉病院の小松と申します。ちょっと何年か前か忘れましたけど、この会の会長を仰せつかっております。とにかく今暑くて、35度以上のもうとんでもない猛暑が続いております。私も医者の端くれなので、何人か熱中症の方を診察させていただいたことあるんですけれども、1回なってしまうと大変なことになってしまいますので対策は十分にとっていただく必要がありますし、マスク着用に関してはテレビとかいろんな報道ではありますけれども、適宜距離をとれば、今コロナはもちろん多少ありますけども、その辺は留意していただくことだと思います。何よりも閉鎖環境に長くいないことですから、会議はなるべく早く終わりたいと思いますので、皆さんご協力よろしくお願いいたします。

それでは、最初の議事に入りたいと思います。議事①令和3年度ふらっと船橋の運営についての報告でございます。ふらっと船橋、清水所長よろしくお願いいたします。」

清水委員

「お世話になります、基幹相談支援センターふらっと船橋の清水です。毎年ここで皆さんにご報告できるということでお時間いただいております。短い時間ですけれども、どうぞ忌憚ないご意見いただければと思います。

それではお手元の資料で、かいつまんだ形になりますけれども、運営評価という形でさせていただきたいと思います。それではまず、昨年と様式が若干変わっております。より明瞭、明確に問題点だとかそういったことを記入していくということで担当課と話を進めながら今回このような書式に変更させていただきました。それでは、運営評価になります。

まず、年間の相談実績ということで25ページ。25とは振ってないんですけれども、24ページの次にありますので、多分25ページであろうと。横に長い表です。小さくて、見にくいでしょうかね。すみません。それでは、令和3年度の相談実績というところでご説明します。対応人数は2,949人。新規相談者は503人。相談回数は1万7667回になります。表中に令和2年度との比較を出しておりますので、ここで増減が明確に、明記されていると思います。相談時間帯は午後帯が多いのは開所以来といいますか、ずっと午後帯が多いというところは変わらないです。

相談件数になりますけれども、資料の左下にあります。一番下、件数の合計欄、13万3807件となっております。2年度と比べますと、1万件ちょっとの増加です。当然減る年はないんですけどれも、このような形で増加しております。

本当に大枠の話になりますけれども、相談内容、経路云々に関しては新規、継続は当然、増加しています。他市他県からの転入、新たにサービスを使いたいという方、あと触法関係で帰住先、船橋が援護という形で船橋に戻ってこられる方、地域移行とかも含めてですね。そういった相談内容とあとその他。その他の件数が多くなっています。1から11までの項目にない部分ですかね、信頼関係の構築だとか、支援者について関係機関との情報共有だとか。相談者自身の理想や思い、自身の思い込みによる確認事項などが結構多いかなと思います。

表の中で数字を追っていくと、大体相談の内容通りかなというところで1点。ふらっと船橋の実績の中で毎年毎年、精神の方の相談は多いというお話はしてきているんですけれども、比較的クリニックさんが近場でオープンされたりとか、オープンされても予約取るのに結構時間がかかってしまうとか、そういう意味では、身近に行ける病院さんが増えたということでそこから紹介だとかもあります。

そもそも精神の方たちは地域でお暮らしになられている方が多い。単身だったり、家族だったり。そういった中でサービスを使うといった場合に、かなり偏った感じですね、ヘルパーさんであったり、訪問看護だったり、往診だったりという基本は自宅で在宅というところになってくる。

その中で日々の不安定さと言いますか、状態というか、そんなことによって、12番のその他の部分。先ほども言いましたとおり、いろんなこと、今で言うと、コロナもそうですし、いろんな犯罪の報道を見たり、戦争ですね、こんなことで体調を崩したりとかということで、電話がかかってきたりします。

あと、事業者はこういうものだろうというようなことで結構いろんな思いをぶつけられるというか、ヘルパーの業務はこの範囲内ですよとか、人格否定はお互いなるべくしないようにしましょうねとか。そういった関係づくりの中に入っていかなきゃいけない。そうじゃないと、事業所が入らなくなってしまうと地域生活が落ち着かなくなってしまうような、そんなような形で精神の方の相談が多いのかなと感じています。表の中からくみ取れる部分はこんなところだと思います。

資料の2ページのBです。その他の総合相談窓口との連携についてということで、3年度はテレサ会が総合相談を開始しております。開設に当たっては、数度、事業の取り組み方や相談傾向、対応、エリアの問題など、そういったことを随時確認し、データの取り方、記録の取り方、集計の仕方ということも適宜お話をしております。

ケースですけれども、ふらっと船橋の執務室が高根公団にあります。基本的に中部をテレサ会が担っていますので、ふらっと船橋miniの執務室の相談員と逐一、困難ケースもしくはケースを移管する際に当たっても、適宜連絡を取って、テレサ会からも身近に基幹があるということで評価をいただいております。

続きまして、Cの地域における相談支援体制の強化の取組についてです。ここの部分で、改善の要否、一部要というところです。ふらっと船橋、基幹相談支援センターの役割として、FAS-netの事務局をやっております。FAS-netの会員さん30事業所ございます。3年度は、そのうち28の事業所を6月から10月までの間で全部回って、お話を聞いています。なぜかというと、やはり顔の見える関係、もしくはどの地域でどのような事業、形態、お1人でやられる方もいれば、大きなところでやられている方もいらっしゃる。それぞれの悩み等もありますし、実施できる人数だったり職員数だったり、相談を受けられる範囲から始まって経営の問題ですね。今の状態だと厳しいだとか。そういった個々の悩みは2カ月に1度の定例会ではなかなかお話をしにくい部分。あと、どこもそうかもしれませんが、定例会はしゃべる方が決まっているというところでなかなか言いにくいと。ということもあって個別に回ることで思っていらっしゃること、自分の地域診断をしていただいて、何が足りない、何が困っている、そういったことの情報共有だったり、課題をいただいたりとかいう形で、令和3年度は28カ所の事業所に回りました。1カ所はどうしても調整がつかずお伺いできなかったのと、もう1カ所は書面でという形になりました。そういった形で、FAS-netまだまだ定期的にこういうような場で皆さんの意見を聞きながら進めていかなければいけないと思っていますし、計画相談の質の向上も含めて、皆さんと検討していく。

新たに今、地域移行に向けた取り組みだとか、あとそもそもFAS-net自体のあり方について、このままでいいのかという検証をしながら、令和4年度は、そういった議題に向けて動いていきます。

そういった取り組みをしながら、あとこの5月から、3カ所目の総合相談として、ヴェルフ藤原さんにも先ほどのテレサ会と同様に、取り掛かるに当たっての準備から、現状のケース共有までしながら、共に地域で、より良い連携を作りながら、相談支援体制を充実していければと思っております。

あと、基幹相談センターとして地域におけるサービスの状況とか資源不足に関する調査とか、児童に関しては、一時保護的なショートステイ先がまだまだ確保ができません。そういったことで、他市にまだまだお願いしている状況。本当にこのままでいいのかというところは切に思っています。

また、医ケア児の在宅支援におけるサービスの少なさ。あと、高齢関係との意見交換がなかなか進まない。今月、地区ごとの勉強会というところに参加するようになっているんですけれども、なかなか高齢関係と連携が難しいかなというところは、どの相談支援でも話は出ています。

あとは、触法関係者。令和3年度は確か24件ぐらい触法対象の方の支援をさせていただいたと思います。再犯防止につながるかどうかではなくて、その地域できちんと生きていきましょう、共に生きていきましょうという視点で関わるようにしています。

最後になりますけれども、開設当初から、ワンストップ、寄り添い伴走というところを基本にしています。ただ、様々な分野ごとで、課題完結をされる部分が結構多くて、地域に暮らしてらっしゃる方というのは基本的にはその人だけではなくて、先ほど言ったように、家族も含めた世帯で暮らしています。世帯に合わせた状況によって対象者だけを切り取ってしまうと、残された家族のほうがなかなか生活がおぼつかなくなるという意味では、やはり世帯支援というところに戻らなきゃいけない。8050も含めてそうですけれども、共に情報共有しながら、緊急事態にはそれぞれがそれぞれの役割をこなせる状況を事前に作っておく。多分、重層的相談支援体制においても、この話は出ている話なんですけれども、根本にある共生社会の我が事・丸ごとということでは世帯を中心としたチームで支援していく、そういったことをこれからはもっともっと密に考えていかないといけないと思っております。そのような今日、簡単な話ですけれども、このようなことを状況を踏まえながら事業運営評価報告をご覧いただければと思っております。ありがとうございました。」

小松会長

「それでは、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。8050問題って本当にこれから大きく問題になってきて、やはり親御さんの支援で何とか保っていた生活が今後、厳しくなる方は多くいらっしゃると思いますので、相談体制の確立はとても大事なことだと思います。ぜひ、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうかね。それでは、次に進みます。」

小松会長

議事②令和3年度船橋市障害者成年後見支援センターの実績報告

「次に、議事②令和3年度船橋市障害者成年後見支援センターの実績報告についてでございます。本日は、船橋市障害者成年後見支援センターの野口センター長をお呼びしております。それでは野口センター長、お願いいたします。」

船橋市障害者成年後見支援センター長

「船橋市障害者成年後見支援センターの野口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。すみません、後ろのほうから報告させていただきます。

資料は集計表が2枚になります。1枚目の集計表は令和3年度、船橋市障害者成年後見支援センターの集計表になります。相談件数は知的障害の方4,849件、精神障害の方2,058件、その他、ここは高次脳機能障害の方です。755件。総計で7,662件の相談がありました。

相談形態としましては、電話相談が5,535件、来所の相談が445件、住宅の訪問とか施設への訪問とか、そういった訪問の相談が1,682件です。

相談内容としましては、申立、成年後見制度を申し立てしたいという方の相談が96件。受任は、私たちはPACガーディアンズという法人が成年後見のほう、法人後見として受任しております。申し立て相談と一緒に法人後見でお願いしたいという受任の相談が54件でした。その他、7,615件ありました。その他のところには、新規の方だと制度について教えてほしいとか、こういったときどうしたらいいんだろうとか、そういった相談ですとか、あと、実際に私どもが受任しています被後見人の方からの相談、ご本人との面談、そういったものが全てここに入っております。

あと、相談経路としましては、これは新規の方のみの相談経路になります。関係機関からの相談が10件。関係機関というのはここにいる皆様の施設、ふらっとさんとか、千葉病院さんとかそういったいろいろな施設とか病院、行政からの相談の件数がここに入っています。紹介が25件。紹介というのは、例えば市役所からこのセンターを聞きましたということで、ここは親族の方、特に私ども障害者成年後見支援センターですので、親御さんからの相談が多いのですが、紹介というのはいろんなところでセンターを紹介されましたという方がここに入ります。その他が14件。その他はホームページですとか、障害のしおりですとか、精神の手帳に入っている冊子ですとかそういったところから相談に来られている方の件数になります。

2枚目をご覧ください。センターが設置されたのが平成23年度になります。23年度から令和3年度までの件数の一覧になっております。見ていただいたとおり、件数がずっと増えております。ずっとコロナ禍がありまして、この2年間相談件数が横ばい、少し減っているかなという状況です。例えば令和元年度は8,458件、令和2年度は7,596件、令和3年度が7,662件になっております。先ほども相談形態の中で訪問をしていますということで、被後見人等の方とは毎月必ずお会いするようにして、自宅で生活している方だったら自宅に行くのですが、施設ですとか、グループホームに入っている方はそちらへ行ってご本人に面会しています。

ただ、ずっとコロナ禍でなかなか面会がままならなかったんです。会っても、扉越しとか、中と外でとか、そんな形で15分ならいいですよとか。あとはネットを使ってというか、ラインで面会してくださいとか。いろんな面会の仕方があったのですが、なかなかご本人にお会いできなくてどうしているかなと思うようなこの2年間だったのですが、今年度はずいぶんと面会もできるようになりまして、皆さんと会えるようになってきました。

受任件数は、今現在85件の方を受任しております。新規相談が今とても多くて、受任もということで相談を受けるのですが、なかなか受任までは追いついていかないような現状があります。

成年後見養成講座を毎年開催していたのですが、コロナ禍でなかなか開催できなくて、そういったところで、私共の後見体制としまして、被後見人の方に必ず2人担当者が事務執行者という担当者が2名で対応するのですが、その事務執行者の方がなかなか集まらないという状況もあります。今年度は開催が決まっているので、このまま無事に開かれるといいなと思っています。

事務執行者の方の養成講座を通して、PACガーディアンズに登録をしていただいているのですが、その方が今人数で言うと57名の方に登録していただいております。

以上簡単ですが、障害者成年後見支援センターからの報告になります。何かご質問等あればよろしくお願いいたします。」

小松会長

「ありがとうございました。面会については非常にこちら側としては頭が痛い話で申し訳ないと思っています。先週からうちの病院は、面会についてはちょっと制限を緩めましたので、もしよろしかったら、ご相談していただきたいと思います。この議題に関しましてご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。」

山田委員

「野口さんからのセンターのご報告ありがとうございました。これも毎年そういうふうに感じるんですけれども、年ごとに相談件数は増え、そして申し立て、受任、その他の部分というのが非常に大きくて、今日ここに大変きめ細かく対応してくださっているということがこの数字からも読み取れると思います。

それにつきましても、こうした相談支援というのは関わる方々が余りにたくさんのお仕事を抱えていらっしゃると疲れというようなことで、それがなかなか当事者の方に思うような支援ができないという状況にもなりますので、どうか市のほうも、十分な支援の方々、また、そういう体制をさらに作っていただけたらという希望を申し上げたいと思います。」

小松会長

「ほかにいかがでしょうか。確かに改めて見ますと10年間で、倍なんてものじゃなくて、すごい数がありますけれども、相談の体制と言いますか、例えば人数とか、そのあたりは10年間でどうなんでしょうか。」

船橋市障害者成年後見支援センター長

「最初、23年度にスタートしたときには常勤1人と非常勤、週に2日、3日の人が1人ずつということでやっておりました。今現在は常勤職員が4名、あと非常勤、週1回来ていただいている方が1名でやっております。人数が少し増えていますが、相談件数も増えているので、どうしても一杯一杯になってしまっているところがあるんです。」

小松会長

「フル稼働しているということで、よろしくお願いいたします。ほかにありますでしょうか。」

清水委員

「いつもお世話になっております。先ほど増えていったことによって、受任までなかなか至らないということで、今どれぐらいですかね。相談の中身にもよるんでしょうけど、私らもお願いしたいなと思うケースをご相談するんですけど、結構今時間がかかるという意味ではどれぐらい待つのかなというのと、あと、受任に至らないのは、相談者がやっぱりいいですと断ることもあるでしょうけど、PAC側からまだいいんじゃないですかみたいなことも実際あるのかどうか。すみません、お願いします。」

船橋市障害者成年後見支援センター長

「今現在、新規の相談は日々数字が変わってくるので数字はちょっと出ないのですが、新規の相談がとても多いのが現状です。その中で申し立て、受任に動いている方も数名います。相談から申し立てにいくのが結構時間かかるんです。いろんな書類を集めたりですとか、あと成年後見制度というのは申し立てするのが、本人であったり家族であったり、あと、どなたもいない場合には市長申し立てということになります。私たち、本人申し立てで申し立て支援をすることもとても多いですが、なかなかご本人だけからは聞き取れないところを家族の方がいれば家族の方、いらっしゃらなければ関わっている支援者の皆様からいろんな情報を得て申し立てをいたします。そこに時間がかかるというのもあって、受任がすぐできなくなっています。

ただ、相談はいつでも受けておりますので、いつも通り相談していただければと思います。

あと、相談で受任につながらないケース、利用に至らないケースというのは、例えば、この間来たケースでは、冊子でセンターを見つけて自宅に引きこもっている方で、どこともサービスがつながっていない、お金の管理は多分できないだろう、私が死んじゃったらどうしようというお母さんからの相談でした。

その方は、年金の申請をしたけれどもうまくいかなくて、それで引きこもってしまった方で、そういったときにまず後見制度ではなくて、どこにもサービスにつながっていないというのがまず問題じゃないかと思って、基幹型のセンターを紹介いたしました。

後見制度というのはほかの制度と違って、後見人が一旦ついてしまうとやめることができないんです。裁判所で認められない限り辞任はできません。辞任するときには、その方の判断能力が回復したということを証明しなくてはいけなくて、ついたらもうずっとということになってしまうので、成年後見制度を利用するのは本当に最後の最後。ほかのサービスではどうしても駄目だというときに利用するべきだと思うので、もしほかのサービスで大丈夫であればそちらのほうを優先させてほしいという思いで、まだ後見制度の前に施設でとか、相談支援事業所とか、自宅でサービス入れるとか、そういったところで生活が安定しないかなとか、そういうお話をさせていただいています。

ここにいらっしゃる、ふらっとさんを初め、皆様にも大変ご協力いただいて、いろんなことを教えてもらいながらやっていますが、後見制度で一番多いのはお金がうまく使えない、お金を使いすぎちゃう、浪費してしまうといったときに、後見人つけなきゃというように動かれる方が多いですが、そうではなく、後見制度というのは本当に最後の最後、どうしてもというときに使う制度だというところは、何かそういうところで広報啓発したいというのはあるんです。中核機関もできたことですし、そういった広報啓発はこれから引き続き取り組みたいと思っています。」

小松会長

「ほかにないでしょうか。野口センター長は、次のご予定があるため、ここで退席されます。ありがとうございました。」

小松会長

議事③令和3年度船橋市障害者虐待防止センターの実績報告

「次に、議事③令和3年度船橋市障害者虐待防止センターの実績報告についてでございます。まず、事務局から、令和3年度の全体の状況について説明をお願いします。」

事務局（相談支援係長）

「資料の説明に入る前に市の体制についてご説明いたします。障害者虐待防止法により、市では養護者虐待及び施設虐待に係る対応を行うこととされております。また、使用者虐待については県が対応することとされており、市に通報があった場合には受理した上で、県へ通知を行っております。

本市においては、養護者虐待及び使用者虐待については船橋市障害者虐待防止センターはーぷと障害福祉課が、施設虐待については障害福祉課が対応するよう役割分担がなされております。私からは養護者虐待、施設虐待、使用者虐待をまとめて報告させていただき、後ほど船橋市障害者虐待防止センターはーぷから施設虐待以外を報告させていただきます。

それでは、資料3－1をご覧ください。令和3年度の障害者虐待防止対応の状況を集計したものです。集計時点は令和4年3月末現在です。まずは、上の表の左下にあります合計の件数をご覧ください。合計の受理件数は31件、このうち、障害者虐待防止センターで受理した案件は5件、障害福祉課経由でセンターが受理した案件は10件でございます。障害福祉課で受理した案件は16件でございます。31件の受理件数のうち、15件は施設職員による虐待が疑われる案件でありました。

通報者の内訳としまして、本人からは11件、事業所からは1件、その他として19件となっております。

障害種別は重複もございますが、身体3人、知的13人、精神21人、その他1人となっております。

虐待類型についてですが、養護者からの虐待案件が13件、施設職員からの虐待案件は15件、使用者からは3件、その他は0件となっております。

虐待区分は重複がございますが、身体的虐待19件、性的虐待0件、心理的虐待14件、放棄放任6件、経済的虐待3件でした。31件中、緊急性がある案件については1件でございました。

資料3－1についての説明は以上でございます。

続きまして、資料3－2について説明いたします。資料3－2をご覧ください。

こちらは、直近の3カ年度における障害者虐待に係る受理及び対応状況について整理した表になります。集計時点は令和4年3月末現在です。

表の左1列の虐待類型小計をご覧ください。この数値が障害者虐待の受理件数となります。

令和3年度の受理件数は、養護者虐待13件、施設虐待15件、使用者虐待3件、合計31件となりました。

続いて、表の右4列の終結判断をご覧ください。令和元年度に受理した案件につきましては、全ての案件について対応が終結しております。

令和2年度の受理案件の対応状況ですが、養護者虐待の受理件数15件のうち、11件については対応を終結しており、その内訳は、虐待有りとして終結10件、判断しないとして終結1件となっております。残りの4件については現在も対応中でございます。

また、施設虐待につきましては、受理件数17件の全ての対応が終結しており、その内訳は、虐待有りとして終結10件、虐待無しとして終結3件、判断しないとして終結4件となっております。

使用者虐待については、受理件数3件のうち、2件については対応を終結しており、その内訳は、判断しないとして終結2件となっております。残りの1件については対応中でございます。

令和3年度の受理状況についてですが、養護者虐待の受理件数13件のうち、4件については対応を終結しており、その内訳は、虐待有りとして終結2件、虐待無しとして終結1件、判断しないとして終結1件となっております。残りの9件については、現在も対応中でございます。

また、施設虐待につきましては、受理件数15件のうち、6件については対応を終結しており、その内訳は、虐待有りとして終結2件及び判断しないとして終結4件となっております。残りの9件については、現在も対応中でございます。

使用者虐待については、受理件数3件のうち、3件とも対応中でございます。

対応継続案件につきましては、案件が安定化し、対応が終結し次第、虐待防止対応連絡会議へ報告してまいります。

受理件数の全体の推移についてですが、昨年度と比較しまして、養護者虐待、使用者虐待について若干減少したものの、昨年度と同程度の件数となっております。

資料3－2についての説明は以上です。

続きまして、資料3－3をご説明します。虐待防止対応連絡会議の開催状況を整理した表になります。集計時点は令和4年3月末現在です。それぞれ、開催日時、虐待類型、協議件数の順に報告をいたします。

令和3年度の第1回目の会議は5月26日に行われており、件数としては、養護者虐待が4件、施設虐待が4件、使用者虐待は1件でした。第2回目の会議は8月25日に行われております。養護者虐待が2件、施設虐待が4件、使用者虐待は0件でした。第3回目の会議は11月24日に行われており、養護者虐待が3件、施設虐待が4件、使用者虐待は0件でした。第4回目の会議は2月24日に行われており、件数は、養護者虐待が7件、施設虐待が3件、使用者虐待は0件でした。

以上、4回の会議結果を踏まえての終結などの協議状況について、事務局より協議状況のみご報告いたします。なお、個人情報保護の観点から個別案件の詳細についてお伝えできませんことをご了承ください。

それでは、表の合計のところをご覧ください。

養護者虐待について協議案件累計16件のうち、虐待の疑い有りとして終結11件、虐待の疑い無しとして終結2件、虐待の判断に至らず終結3件。

続いて、施設虐待について協議案件累計15件のうち、虐待の疑い有りとして終結3件、虐待の疑い無しとして終結2件、虐待の判断に至らず終結7件、虐待の判断に至らず継続3件。

続いて、使用者虐待について、報告案件累計1件のうち虐待の判断に至らず県に報告として終結1件。

資料3－3の説明は以上になります。

ここまでが障害者虐待に係る全体の報告となります。続きまして、船橋市障害者虐待防止センターはーぷから、施設虐待以外について報告させていただきます。」

小松会長

「それでは続きまして、令和3年度船橋市障害者虐待防止センターの実績報告でございます。本日は、船橋市障害者虐待防止センターの山村さんをお呼びしております。それでは山村さん、お願いいたします。」

船橋市障害者虐待防止センター職員

「船橋市障害者虐待防止センターはーぷの山村でございます。私からは、施設虐待以外の養護者による虐待、使用者による虐待につきまして報告させていただきます。船橋市障害者虐待防止センターはーぷは、平成24年10月1日に開所し、10年になります。この後は、はーぷという名称でお話しいたします。

お手元の資料3－4をご覧ください。令和3年度のはーぷの実績グラフを表しましたので説明させていただきます。

まず、1番からです。通報等の窓口です。令和3年度の養護者による虐待及び使用者による虐待の通報等の合計は16件でした。そのうち、はーぷで受理、対応している案件は5件です。障害福祉課で受理した案件は11件で、そのうちの10件ははーぷで対応、1件は障害福祉課が対応しております。16件のうちの3件は使用者による虐待でしたので、県に通知いたしました。

下の2番をご覧ください。虐待の通報者です。16件の通報等の内訳は、本人からの届出が3件、事業所からの通報1件、その他からの通報は、警察からの障害者虐待事案通報票によるものや基幹相談支援から12件ありました。

ページをめくっていただきまして、3番です。障害の種別です。被虐待者の障害種別は、身体障害0人、知的障害5人、精神障害10人、その他1人となっています。このその他は、通報者が被虐待者の障害種別を把握できなかったため、その他で数えました。

4番、虐待疑いの区分です。これは重複があります。身体的虐待11件、性的虐待0件、心理的虐待5件、放棄放任2件、経済的虐待3件でした。いずれも緊急性はありませんでした。

この数字は令和4年3月末現在です。令和3年度の受理数16件のうち、4件は終結しております。この4件のうち、虐待有りは2件が認定され、虐待区分は身体的虐待が2件でした。残りの12件は対応継続中となっております。

次のページの5番、年度別受理数です。ご覧いただいたとおり、グラフの下から令和3年度16件、令和2年度18件、令和元年度12件となっております。

続きまして、その下の6番です。年度別その他相談対応回数です。はーぷには、虐待無しで終結した方や虐待以外の相談の方などから連絡が入ります。障害者虐待以外の相談等は傾聴のみであったりとか、相談機関を案内するようにしています。令和3年度は113件、553回の電話等の対応をしました。令和2年度は137件、824回、令和元年度は140件、814回でした。障害者虐待を見過ごさないため、虐待疑い案件以外の電話等は、その他相談として記録しております。虐待のキーワードが隠されていないかなど、障害福祉課と連携を図り、情報共有しております。

次のページに行きまして、7－1です。令和3年度、虐待疑い案件として、電話、メール、訪問、面談にて本人や関係者と対応した合計回数は553回でした。

下に行きます。7－2、月別対応回数内訳につきましては、これはお目通しください。令和3年度は、本人の命に危険があり、緊急に一時保護が必要とされる案件はありませんでした。

続きまして、令和3年度のはーぷの周知、啓発活動につきまして報告させていただきます。

障害者虐待防止の通報、相談窓口について周知のためには繰り返し定期的な広報活動が必要と考えております。近隣住民の情報提供等、広く市民から協力を得るためには、民生児童委員の協力は必要不可決となっています。平成26年度より継続して、船橋市内全24地区の民生児童委員協議会にお伺いし、はーぷの実績報告や通報についてのお願いを行ってまいりました。その結果、民生児童委員の皆様とお顔の見える関係が構築されつつあります。ただ、この2年間は感染症流行に伴う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置のために、訪問ができないという状況がありました。

今年度は、感染症拡大も大分落ち着きが見えてきたようですので、地区民協会議の訪問を継続し、周知、啓発活動に努めてまいります。

今後も各関係機関からご支援、ご協力をいただきながら、障害者の権利擁護、虐待防止に努める所存です。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、令和3年度船橋市障害者虐待防止センターはーぷの実績報告を終わります。」

小松会長

「事務局と山村さんからの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。」

千日委員

「非常に細かいデータをお示していただきまして、ありがとうございます。私も施設の運営をしておりますけれども、例年この自立支援協議会でこのような数字、集計は出るんですけれど、これが本当に重大なものなんですけれども、ただただ数字というものを僕たちは見比べていくものなのかが、よく分からないんですね。

再発防止という観点からは、具体的には中身というものが、先ほど、個人情報ということをおっしゃられましたけれども、どのようなパターンで、どのような場面でというような傾向なのかは多分つかんでいらっしゃるんだと思います。こういうものは今まで船橋でも発表されたことが余りない。個人情報ということで全てこの数字が非常に物を言うわけです。これがもし非常に重大な案件ならば報道もされているでしょうし、僕が知る限り船橋市あるいは千葉の報道ではそれほど船橋の虐待というのが、これほどの数が報道されているという記憶はございません。

実際に障害の方たちと向き合う場合に、様々な動きというのがあるのはもうご承知のとおり。皆さんもご記憶あると思いますけれども、全国的にも問題になってしまった県立施設の高度障害の一極集中型の対応というものは閉鎖的な部分から虐待も起こりやすいとも言われています。施設だけでなく、受入れ企業でも家族でも。通報の数が多い少ないというのも、本当にこの数字が多いのか、氷山の一角なのかも分からない。ぜひ今後、この虐待と思われる案件というものが、支援者側とまた利用者側でどのような配慮をしていくことが数字というものにも変化が見られるかというのは非常に期待するところなんです。

個人情報の問題は当然承知しておりますけれども、ぜひこの数字の数だけが去年より多い、少ないんだとか、通報者が変わってきたねということよりは、実際の部分のお話というのをぜひ聞かせていただく機会を作っていただきたいと、これは行政の方にお願いでございます。」

小松会長

「氷山の一角ということは本当にそのとおりだとは思うんですね。新聞報道とかであると非常にいろんなことが出ています。出ちゃってはいないんですけれども、やはり片鱗と言いますか、もしかしたらちょっとあるかもしれないということは常に気をつけなきゃいけないことだと思います。

ほかにいかがでしょうか。これは年齢とかには余り、要するに子供さんと言いますか、若い人、要するに育児の支援の虐待とかまた別の範疇ですよね。あと、いわゆる高齢者。私どもの病院が認知症センターをやっているので、認知症の方が多くいらっしゃる。認知症の介護、やはり相当な大変さがありますので、中にはそんな中で虐待とケースも出てくるような気がします。そういったこともまた別の資料なんでしょうね。対象とする方は成人の方で障害のある方ということでなんですよね。」

事務局（障害福祉課長）

「今の千日様からこの数字だけではなくて、中身の部分がちょっと分からないというご指摘だったかと思います。虐待の件数については国でも取りまとめて毎年公表されているのですが、そういった中でよく書かれているのは実際に理解啓発が進んだことによって通報が増えている。つまり、虐待そのものが増えているというよりは早目早目の予防のところで通報が増えているんだというような見解も示されています。実際この市の中でどういった案件があったのかということは個人情報の問題もあるんですが、確かにおっしゃるとおり数字だけでは分からない部分もあるので、どういった形でこの中身の部分をお示しできるかというのは検討していきたいと思います。」

小松会長

「ほかにございますでしょうか。なければ次の議題に移りたいと思います。山村さんは、次のご予定があるため、ここで退席なさいます。ありがとうございました。」

小松会長

議事④地域生活支援拠点システムの運営状況について

「次に、議事④地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告についてでございます。事務局から、報告をお願いします。」

事務局（相談支援係長）

「地域生活支援拠点システムの運営状況について報告いたします。資料4－1をご覧ください。なお、本資料は令和4年3月末時点のデータとなっております。

まず、1、緊急受け入れ対応状況についてです。緊急性の高い相談のうち、連絡を受けた関係機関から、短期入所等の緊急対応が必要と見込める相談案件については、拠点コーディネーターにて対応することとなります。必要により短期入所施設などを調整し、対象者を一時的に保護した上で、当人や関係サービス事業者と協議、調整を進めながら、地域生活に向けての支援を行っております。

昨年度は計17件の対応を行っております。障害種別の内訳は、精神障害2件、知的障害9件、身体・知的重複1件、精神・知的重複3件、不明2件となっております。

なお、緊急対応の内訳につきましては、次の資料4－2をご覧ください。緊急対応状況の詳細を記録した表となります。拠点コーディネーターは、市内の短期入所施設やグループホームといった様々な社会資源を活用しながら協力依頼を行い、緊急受入れの対応を行っております。具体例として、表の下に施設名称がございます。グループホームのほかにも医療機関なども含まれてございます。

それでは、資料4－1に戻ります。2の事前登録状況についてです。緊急時に支援が見込めない世帯については、そのような事態になる前に事前登録申請をいただき、拠点コーディネーターとの面談を通じて、緊急受入れ時に必要な情報を収集し、実際の緊急時の実支援に役立ております。

令和4年3月末時点で274人が登録しており、障害種別の内訳は、精神障害29人、知的障害180人、身体障害13人、身体・知的重複38人、精神・知的重複9人、身体・精神重複3人、三障害重複2人となっております。

こちらにつきましても、今後も順次、面談の実施、台帳作成と情報の整理を進めてまいります。

資料4－1をめくっていただき、裏面にあります3のグループホーム連絡協議会についてです。協議会では、参加事業者の毎月の空き情報等を収集し、関係機関への情報提供を行っております。また、新たにグループホームの立ち上げや運営に関する支援などの相談を受けています。感染症まん延防止の観点から参集して行う勉強会などの開催はできない状況にありましたが、昨年度は事務局の訪問の了承を得られたグループホームに伺って、それぞれのホームごとの困難事例の相談や意見交換などを行いました。

続いて、4の地域生活支援拠点システム運営委員会開催状況についてです。このシステムは、事業の稼働後も定期的に運営状況について確認し、課題等が把握されれば、その改善に当たることで、継続的な発展を目指すものです。このチェック機能を担う組織として、拠点運営委員会を発足しております。

昨年度は第1回を8月6日に開催し、拠点システムの自己評価を実施いたしました。この結果を地域移行・福祉サービス部会へ報告しております。また、第2回を2月8日に開催しており、現状の進捗状況の確認、課題の整理及び次年度以降の取り組みについてなど、委員の皆様から意見を伺いました。

資料4についての報告は以上でございます。」

小松会長

「ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。」

山田委員

「ご報告ありがとうございました。この地域生活支援拠点システムは船橋市に住んでいるあらゆる障害のある方々が対象ということで開かれていると思いますが、中でも知的、精神という、こういう分類になっておりますけれども、発達障害の方でなかなかコミュニケーションが厳しいか、知的にも遅れがある方とか、その辺の対応というのは大変神経を使うところですし、ご本人に合わせた対応をしていただくことが必要かと思いますけれども、そちらの方々の対応というのは、登録状況とかに何か反映されているんでしょうか。この数字がどのようになっているか教えてください。」

事務局（相談支援係長）

「拠点コーディネーターにはこちらの緊急受入れで対応したものについて、数字については報告いただいているところですが、発達障害の方が精神障害の中に含まれておりまして、発達障害だけでカウントというのはしていない状況になっております。」

小松会長

「この緊急対応内訳はかなり具体的に書いてあって、ちょっと読み込めなかったものですから。先ほど千日委員からもありましたが、具体的なことがかなり書いてあるなと思いまして、読んでいたんですけれども。医学的には確かに発達障害、いろいろ今アップデートされていますので、今後また精神医学の診断が変わってくる可能性がありまして、要は難治の統合失調症というのは、やはり発達の問題がかなり関わっているということが最近かなり強調されてきていますので、薬が効かない方とか、いろんな方がいらっしゃるんですけども。だからそういった意味でも、このあたりの障害に関しては、またいろいろと行政的な変遷もあるかもしれません。もちろんこれは国とか、全体で決まることだと思うんですけれども、診断もまた変わってくる可能性もあります。とりあえず、そこだけはお伝えしますね。」

山田委員

「申し訳ありません。分類が大事ということではないんですけれども、やはりきめ細かい対応という意味では、どんな方にどのようなというところのが、分かりやすい形で示していただくことが必要かなと思って質問いたしました。」

小松会長

「受入れ先も船橋市以外のところに入っているなと思って見ていました。ほかによろしいでしょうか。それでは次の議題に行きたいと思います。」

小松会長

議事⑤専門部会開催状況について

「次に、議事⑤専門部会開催状況についてでございます。まず、事務局から報告をお願いいたします。」

事務局（計画係長）

「専門部会の開催状況についてご報告させていただきます。

資料5をご覧ください。令和4年1月以降に開催された専門部会についてのご報告となります。地域移行・福祉サービス部会が1回、障害児部会が1回開催されております。

それぞれの会議の詳細については、部会に出席されている委員から、この後報告をしていただきます。」

小松会長

「それでは、地域移行・福祉サービス部会から報告をお願いします。」

住吉委員

「地域移行・福祉サービス部会では、6月6日に今年度第1回目の部会を開催いたしました。その中で、まず日中サービス支援型共同生活援助事業について、社会福祉法人高嶺福祉会と社会福祉法人大久保学園からご報告いただきました。

次に、令和3年度地域生活支援拠点システム運営状況報告と令和4年2月8日に行われました地域生活支援拠点システム運営委員会について、委員よりご報告いただきました。

事務局より、船橋市自立支援協議会に提出しました障害のある方の移動支援体制の充実についての提言について、船橋市自立支援協議会から市長に提出したこと、それを受けて市は身体介護を伴う場合の支給決定要件の見直しと10月から早朝や夜間のヘルパー確保が難しい時間帯の加算を創設したとの報告がありました。」

小松会長

「ただいまの報告について、ご意見、ご質問はございますでしょうか。ないようでしたら、障害児部会から報告をお願いします。」

村田委員

「令和4年度第1回障害児部会は、6月14日に開催いたしました。議事は、ライフサポートファイルについて、重症心身障害児及び医療的ケア児の支援体制について、その他報告事項となっております。

ライフサポートファイルについては、療育支援課がアンケート調査を基に作成した改訂案に対し、追加したほうが良い項目や修正したほうが良い点について意見を出し合いました。挙がった意見を基に案の修正を行い、次回の障害児部会で再度議事として扱う予定です。

重症心身障害児及び医療的ケア児の支援体制については、県が設置する医療的ケア児等支援センターの説明や現時点における支援体制の状況について情報共有を行いました。

そのほか、保育所等訪問支援の実績について事務局より報告がございました。保育所等訪問支援に関しましては、第6期船橋市障害福祉計画及び第2期船橋市障害児福祉計画の見込量を上回るペースで利用実績が伸びており、今後も事業所と連携を図りながら利用の促進を図るとのことでした。

今年度の障害児部会については、先ほど申し上げたとおり、ライフサポートファイルの修正を進めながら随時開催する予定となっております。」

小松会長

「ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。」

山田委員

「ご報告いただいたことに私も補足と感想を述べさせていただきたいと思います。障害児部会に参加させていただき、船橋市の障害のある子への施策が以前よりもかなり進んだということを実感しまして、大変うれしく思いました。その1点は、医療的ケア児や重心のお子さんへのサポート体制、これが話題の中心になり、これを充実させていこうという方向で施策が話されたことです。そして、医療的ケア児や重心のお子さんを持つお母さんの中から、働きたい、仕事を持ちたいというご希望も潜在的にはあったと思いますが、なかなかそれが表明できない状況が続いていたと思いますが、今回、ここ数年、そうしたご希望が出てきて、そしてまたそれが実現しているという大変うれしい状況を伺いました。それが1点です。

あと、もう1点。船橋市の療育施設で障害のあるお子さんがお世話になって、そこでまた成長してきたと。そうすると保護者としては、幼稚園はあれですけれども、保育園にぜひ入園させたいというご希望も増えていると聞いております。これは障害者施策に関する計画にも書かれた、障害のある子とない子が幼いときから共に育ち合うというところにも合致していて、ぜひ、保育園での受入れが進めばいいなと思っております。このような療育施設からの保育園希望が増えてきているというのがまた大変うれしいことでございます。

ただ一方で、公立保育園では比較的受入れが進んでいると聞いておりますが、それよりもたくさん数のある認可保育園はまだまだと聞いております。ぜひそちらの条件整備も進めていただいて、船橋市の全ての保育園で希望する障害のあるお子さんの入園が進みますように願っております。ぜひよろしくお願いいたします。」

小松会長

「山田委員ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。ほかにないようでしたら、以上で議事⑤については終わらせていただきます。」

小松会長

議事⑥その他

「最後に、議事⑥その他についてでございます。お手元に配られました資料について山田委員からご報告があるということですので、よろしくお願いいたします。」

山田委員

「皆様のお手元に、ノーマライゼーション学校支援事業の共に学ぶ教育への展望という題をしましたカラーのパンフレットがございます。これは私どもが昨年度この協働事業でオンラインで開きました。この題名で2人の先生と、あと1人はエコネットですけれども、オンラインで配信をさせていただいて、皆さんにその講演を聞いて視聴していただいたところの報告書でございます。

例年の集まっていただいて開いてきたのですと、人数がなかなか100人まで集めるのが大変だったんですけれども、今回このオンライン開催で298人という視聴者を得ました。時宜にかなった形なのかなと思っております。ぱらぱらと見ていただければと思います。よろしくお願いいたします。」

小松会長

「大変貴重なご報告ありがとうございました。ご意見、ご質問はよろしいでしょうか。それでは以上で、本日の議事事項を終わります。最後に、事務局から事務連絡をお願いいたします。」

事務局（課長補佐）

「次回の開催についてでございます。次回の開催については、11月頃を予定しております。開催日時、議題については、今後検討し、決まりましたら皆様にご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。それではこれをもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。」